

国立大学法人東京農工大学公用自動車運行管理規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学公用自動車運行管理規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(組織等の公用車利用区分)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる組織は、原則として、それぞれ当該各号に定める地区で管理する公用車を利用するものとする。</p> <p>(1) 監査室、学務部学生総合支援課、学務部教育企画課、学務部入試課、研究国際部戦略企画課、研究国際部研究支援課(本部地区に勤務する者に限る。)、研究国際部国際交流課、研究国際部学術情報課(本部地区及び府中地区に勤務する者に限る。)、総務部総務課(本部地区に勤務する者に限る。)、総務部人事労務課、財務部財務課、財務部経理調達課、財務部施設整備課、大学教育センター、保健管理センター(本部地区に勤務する者に限る。)、環境安全管理センター、女性未来育成機構(本部地区に勤務する者に限る。)<u>及び環境リーダー育成センター 本部地区</u></p> <p>(2) 府中地区事務部、農学研究院、農学府、連合農学研究科、農学部、学術研究支援総合センター(府中地区に勤務する者に限る。)<u>及び女性未来育成機構(府中地区に勤務する者に限る。)</u> 府中地区</p> <p>(3) 研究国際部研究支援課(小金井地区に勤務する者に限る。)、研究国際部学術情報課(小金井地区に勤務する者に限る。)、総務部総務課(小金井地区に勤務する者に限る。)、小金井地区事務部、工学研究院、工学府、生物システム応用科学府、工学部、先端産学連携研究推進センター、国際センター、保健管理センター(小金井地区に勤務する者に限る。)、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター(小金井地区に勤務する者に限る。)、科学博物館<u>及び女性未来育成機構(小金井地区に勤務する者に限る。)</u> 小金井地区</p>	<p>本則</p> <p>(組織等の公用車利用区分)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる組織は、原則として、それぞれ当該各号に定める地区で管理する公用車を利用するものとする。</p> <p>(1) 監査室、学務部学生総合支援課、学務部教育企画課、学務部入試課、研究国際部戦略企画課、研究国際部研究支援課(本部地区に勤務する者に限る。)、研究国際部国際交流課、研究国際部学術情報課(本部地区及び府中地区に勤務する者に限る。)、総務部総務課(本部地区に勤務する者に限る。)、総務部人事労務課、財務部財務課、財務部経理調達課、財務部施設整備課、大学教育センター、保健管理センター(本部地区に勤務する者に限る。)、環境安全管理センター、女性未来育成機構(本部地区に勤務する者に限る。)、<u>環境リーダー育成センター及びグローバルイノベーション研究機構(本部地区に勤務する者に限る。)</u> 本部地区</p> <p>(2) 府中地区事務部、農学研究院、農学府、連合農学研究科、農学部、学術研究支援総合センター(府中地区に勤務する者に限る。)、<u>女性未来育成機構(府中地区に勤務する者に限る。)</u><u>及びグローバルイノベーション研究機構(府中地区に勤務する者に限る。)</u> 府中地区</p> <p>(3) 研究国際部研究支援課(小金井地区に勤務する者に限る。)、研究国際部学術情報課(小金井地区に勤務する者に限る。)、総務部総務課(小金井地区に勤務する者に限る。)、小金井地区事務部、工学研究院、工学府、生物システム応用科学府、工学部、先端産学連携研究推進センター、国際センター、保健管理センター(小金井地区に勤務する者に限る。)、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター(小金井地区に勤務する者に限る。)、科学博物館、<u>女性未来育成機構(小金井地区に勤務する者に限る。)</u><u>及びグローバルイノベーション研究機構(小金井地区に勤務する者に限る。)</u> 小金井地区</p>	

附 則 (教規程第 38 号)

この規程は、平成 26 年 7 月 7 日から施行し、平成 26 年 6 月 23 日から適用する。